

# 希少野生動植物種保存基本方針の変更の考え方

## 《改正後基本方針 検討項目【詳細】》

### 第一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する基本構想

#### 1 野生動植物の種の保存に関する基本認識

- ・【戦略 2 章 P3】種の絶滅の防止にあたっては、絶滅のおそれのある種の個体数の減少を防止する又は回復を図ることにより種の絶滅を回避すること及び最終的に本来の生息・生育地における当該種の安定的な存続を確保することを目標とする旨を示す。

#### 2 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存施策の基本的考え方

- ・野生動植物の種を圧迫している主な要因として、「里地里山などの利用不足」及び「外来種などの持ち込み」を示す。
- ・新設する「特定第 2 種国内希少野生動植物種制度」及び第 7（認定希少種動植物園等）の趣旨として、種の特長や種を取り巻く社会的状況を考慮した上で、適切に規制を講じる旨を示す。
- ・種の保存に関する基礎的な資料として、絶滅のおそれを評価した野生動植物の種のリスト（レッドリスト）を作成するとともに、広く情報を提供することで様々な場面で活用する旨を示す。
- ・第 8（その他重要事項）に項目を追加する関係者との連携及び各種制度の活用が必要である旨を示す。また、第 3 に新設する提案募集制度の趣旨として、種の保存に対する国民の参画を推進する旨を示す。

#### 3 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存施策の基本的進め方（※新設）

##### （1）保存施策に取り組む種の優先度の決定（※新設）

- 【戦略 4 章 2(1)P7-8】保存施策に取り組む種の優先度の考え方について、以下の点を示す。
  - ・最新の生物学的知見に基づく種の存続の困難さ（絶滅のおそれの高さ）と施策効果の大きさ（生態系全体の保全に効果がある、国や地域の象徴となる等）の二つの視点で評価すること。
  - ・全国で保存施策に取り組むにあたっては、捕獲・採集圧が減少要因となっており全国的に流通する可能性がある種など、全国的な対応の必要性も考慮して優先度を決定すること。
  - ・かつては広域的にごく普通に見られていたにもかかわらず近年全国的に減少傾向である種などについては、情報の整備と保存施策の手法検討により、施策の方向性を示すよう努めること。

##### （2）保存施策の効果的な実施（※新設）

- 【戦略 4 章 3(1)P8-9】種の保存施策を効果的に実施するための考え方について、以下の点を示す。

- 1 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存施策には様々な取組があり、特定の種に着目し  
2 た施策のみならず、生態系に着目した保護地域や自然再生などの施策も種の保存に資する  
3 こと。
- 4 ・様々な保存施策の中から目標を達成するために有効な施策対策を適切に選定し、必要に応  
5 じて施策を組み合わせる実施することが重要であること。
- 6 ・そのためには種の特長や減少要因、種を取り巻く社会的状況などの関連情報を蓄積したう  
7 えで有効な保存施策を検討し、条件がある程度整ったものから対策を推進していく必要が  
8 あること。

10 ○【戦略4章3(1)P9-11】効果的な保存施策に係る情報把握その他の配慮事項の考え方について、  
11 以下の点を示す。

- 12 ・種の生息・生育に悪影響を与えている要因が明らかではない場合には当該種を取り巻く問  
13 題の適切な把握に努めることが重要であること。
- 14 ・減少要因や種のおかれた状況によっては同一の種であっても地域によって減少要因が異な  
15 ることも多いため、異なる対策を講ずることも想定されること。
- 16 ・保存施策の実施にあたっては、種の分布や遺伝的多様性の状況にも配慮し、施策の対象と  
17 する適切な個体群の範囲を明確化することが肝要であること。
- 18 ・気候変動による野生動植物の種への影響の把握に努めるとともに、その影響を踏まえた保  
19 存施策のあり方を検討していく必要があること。
- 20 ・保存施策の対象種と地域の人の生活との関連性などの社会的な側面も十分に考慮し、共存  
21 を図ることが、その種の保存の観点からも重要であること。

23 ○【戦略4章3(2)P11】生息地等の区域外における保存施策について、以下の点を示す。

- 24 ・生息地等における保存施策の補完として活用することが前提となること。
- 25 ・対象種の選定にあたっては、生息地等における種の存続の困難さの視点に加え、将来的な  
26 絶滅の危険性が高まることが想定されるかも考慮すべきこと。
- 27 ・種の保存施策の目標の達成に必要な場合において、緊急避難、保険としての種の保存、科  
28 学的知見の集積のいずれか又は複数の目的を設定して取り組むこと。
- 29 ・個体を適切に自然の生息地等に戻すことを想定して実施すべきであるが、この点、その効  
30 果と悪影響の可能性を十分に検討して必要性を評価し、計画的に実施する必要があること。
- 31 ・このため、生息地等の区域外における保存施策及び個体を生息地等へ戻す取組を実施する  
32 前に、それぞれ実施計画を作成する必要があること。
- 33 ・本邦において絶滅した野生動植物の種について、国外から同種の個体を本邦に持ち込むこ  
34 とについては、本邦の生態系や地域社会に様々な悪影響を及ぼす危険性もあり、実施の前  
35 に多面的かつ慎重な検討が必要であること。

**第二 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項****1 国内希少野生動植物種****(3) 国内希少野生動植物種の指定の解除の考え方（について示す）（※新設）**

○【戦略5章2(1)P17】国内希少野生動植物種の指定の解除に係る考え方について、以下の点を示す。

- ・国内希少野生動植物種が、個体数の回復等により基本方針第二の1（1）に掲げる選定に関する基本的事項に該当しなくなった国内希少野生動植物種については、その指定を解除すること。
- ・指定解除についての検討は、絶滅のおそれなくなった状態が一定期間継続している種について行うこと。また、解除の検討にあたっては、解除による当該種への影響、特に解除による個体数減少の可能性について十分な検証に努めること。
- ・解除後は、生物学的知見に基づき再び絶滅のおそれが生じたと判断される場合には、国内希少野生動植物種に選定することを検討すること。

**4 特定第二種国内希少野生動植物種（※新設）**

○【改正法第4条第6項、答申3(1)①P5】特定第二種国内希少野生動植物種の選定の考え方を以下のとおり示す。

- ・国内希少野生動植物種のうち、以下にすべて該当するものであること。
  - ✓種の個体の主要な生息地・生育地が消滅しつつある又は生息・生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること（＝全国の分布域の相当部分で生息地・生育地が消滅しつつあることにより、又は分布域が限定されており、かつ、生息・生育の環境の悪化により、その存続に支障を来す事情がある種であること）。
  - ✓その存続に支障をきたす程度に個体数が著しく少ないものでないこと。
  - ✓繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと（＝生息・生育の環境が良好に維持されていれば、繁殖による速やかな個体数の増加が見込まれる種であること）。
  - ✓国際的に協力して種の保存を図ることとされているものではないこと（＝ワシントン条約附属書Iに掲載された種（我が国が留保している種を除く。）又は渡り鳥等保護条約に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種ではないこと）。

**6 希少野生動植物種の選定に係る学識経験者の知見の活用（※新設）**

○【改正法第4条第7項、答申3(5)P11-12】国内・国際種の指定等につき意見を聴くこととされた学識経験者の役割等について、以下の点を示す。

- ・国内希少野生動植物種、特定第一種国内希少野生動植物種、特定第二種国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種の選定にあたっては、選定候補とされた種の特性などに関し専門の学識経験を有する者の意見を聴くこと。
- ・緊急指定種の選定にあっても、原則として当該学識経験者から意見を聴くこと。
- ・当該学識経験者から、選定候補とされた種に関する個体数回復の目標や必要な保存施策についての意見があった場合には、種の選定とあわせて検討すること。

- 1                   ・これらの種の選定等に関する検討経緯等は、対象種の分布情報等の情報管理に留意し、可  
2                   能な範囲で検討の経緯等を公表すること。

### 6 **第三 国内希少野生動植物に係る提案の募集に関する基本的な事項（※新設）**

#### 7 **1 募集する提案の内容（※新設）**

8                   ○【改正法第6条第2項第3号、答申3(1)③P7】国民から募集する提案の内容として以下の点を  
9                   示す。

- 10                   ・絶滅のおそれのある野生動植物種の保存を多様な主体と連携しつつ推進する観点から、国内希  
11                   少野生動植物種に係る以下の提案を広く国民から募集すること。

12                   ✓国内希少野生動植物種、特定第一種国内希少野生動植物種又は特定第二種国内希少野生動植  
13                   物種として新たに選定すべき種又はこれらの希少野生動植物種の指定を解除すべき種の和名  
14                   及び学名

15                   ✓当該種に関する基礎情報

16                   ✓新たに選定すべき又は解除すべきとする理由及びその根拠

17                   ✓新たに選定すべき種について、選定後に効果的と考えられる当該種の保存施策

18                   ✓新たに選定すべき種に係る保存のための取組の現状と予定

- 19                   ・また、上記の事項がすべて明確に示された提案について、国内希少野生動植物種の選定等に係  
20                   る検討対象として受け付けるものとする。

#### 22 **2 提案の取扱い（※新設）**

23                   ○【改正法第6条第2項第3号、答申3(1)③P7】受け付けた国民からの提案に係る取扱いとして  
24                   以下の点を示す。

- 25                   ・受け付けた提案については、適切な情報管理の下、その種の減少要因や、種の保存のための規  
26                   制及び施策を加えることの効果などについて、その種の特性などについて専門の学識経験を有  
27                   する者の意見を聴き、国内希少野生動植物種への選定等の要否を検討すること。

- 28                   ・対象種の分布情報等の情報管理に留意し、可能な範囲で検討の経緯等を公表すること。

### 32 **第四 希少野生動植物種の個体等の取扱いに関する基本的な事項**

#### 33 **2 個体等の取扱いに関する規制**

##### 34 **(1) 捕獲等及び譲渡し等の規制**

- 35                   ・【改正法第20条第2項第4号、答申3(3)②P9】国際希少野生動植物種の生きている個体の登  
36                   録にあたっては、その登録の有効期間及び更新の仕組みを設けるとともに、必要に応じて適  
37                   切に個体識別措置を講ずることとし、その対象種は原産国での密猟等の問題、我が国での違法  
38                   取引の情報、技術的な対応可能性などを総合的に勘案して選定することを示す。

**(2) 事業等の規制**

- ・【改正法第 33 条の 6 第 1 項、答申 3 (3)⑤P10】譲渡し等の管理が特に必要となる特定器官等のうち、一定の形態等を有するもの（特別特定器官等）の譲渡し等の業務を伴う事業（特別国際種事業）を行おうとする者に対し、登録等を求めることを示す。
- ・【改正法第 33 条の 23 第 1 項、答申 3 (3)⑤P10】特別国際種事業を行う者は、一定の大きさかつ重量以上の特別特定器官等について、管理票を作成しなければならないことを示す。

**第五 国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項****1 生息地等保護区の指定方針****(1) 生息地等保護区の指定の方法**

- 【改正法第 36 条第 2 項、3 項、5 項、答申 3 (1)①P5-6、戦略 5 章 2 (1)P16】以下の点を示す。
  - ・一定期間の行為規制によって絶滅のおそれが十分に回避されると見込まれる種について、生息地等保護区を指定しようとするときは、必要に応じて指定の期間を設定すること。
  - ・指定の期間満了時において、絶滅のおそれが十分に回避されていないと認められた場合は、生息地等保護区の指定の延長について検討すること。
  - ・生息地等保護区における違法な捕獲等又は採取等を防止するために必要がある場合には、対象種を明示しない生息地等保護区として指定すること。
  - ・指定しようとする生息地等保護区の区域の環境が従前から人の管理行為によって維持されており、対象種の生息地等の環境を適切に維持・管理するためには厳格な行為規制よりも当該管理行為を継続することが重要である場合には、管理地区を伴わない指定を検討すること

**(2) 生息地等保護区として指定する生息地等の選定方針**

- ・【戦略 5 章 2 (1)P16】生息地等保護区は、国内希少野生動植物種の生物学的知見及び保存施策の状況を踏まえ、指定効果が高いと考えられる種及び生息・生育地等であって、その生息・生育地を良好に維持すべき区域を選定する旨を示す。また、国内希少野生動植物種が複数存在する区域を積極的に選定する旨を示す。

**第六 保護増殖事業に関する基本的な事項****1 保護増殖事業の対象**

- ・【戦略 5 章 2 (1)P17】特に保護増殖の手法や技術、体制などがある程度整っており、生物学的知見及び保存施策の状況を踏まえて事業効果が高いと考えられる種から優先的に取り組むこととする旨を示す。

## 2 保護増殖事業計画の内容

- ・【答申 3(1)②P 6】事業の目標については、対象種の国内希少野生動植物種の指定の解除等を目指し、維持・回復すべき個体数等の水準及び生息地等の条件等を定める旨を示す。

## 第七 認定希少種保全動植物園等に関する基本的な事項（※新設）

### 1 種の保存に取り組む動植物園等の認定（※新設）

○【改正法第 2 条第 3 項、第 48 条の 4、答申 3(2)P8】認定制度の趣旨について、以下の点を示す。

- ・動植物園等は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の飼育・栽培下における繁殖等に重要な役割を有しており、種の保存施策の充実のためには、動植物園等が有する種の保存に係る公的な機能の明確化及びその機能を十分に発揮できる体制の構築が有効であること。
- ・このような見地から、希少野生動植物種の繁殖等の種の保存に取り組む動植物園等について、一定の基準を満たしたものを認定すること。
- ・また、認定を受けた動植物園等による希少野生動植物種の繁殖等に必要な個体の移動については、譲渡し等の規制を適用しないこととする。

### 2 認定の基準（※新設）

○【改正法第 48 条の 4、答申 3(2)P8】希少種保全動植物園等の認定に係る審査及び認定後の取扱いについて、以下の点を示す。

- ・希少野生動植物種が、種の保存のため適切に取り扱われることを確認するため、当該種の個体の飼養等及び譲渡し等の目的、実施体制及び飼養栽培施設について審査すること。
- ・希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等が、その目的に応じて、種の保存のため適切かつ確実に実施されるものであることを確認するため、当該種の個体の飼養等及び譲渡し等に関する計画について審査すること。
- ・種の保存の観点から、取り扱う希少野生動植物種の個体の取得経緯、疾病・傷病への対応、展示の方針、繁殖及び生息地等における生息・生育状況の維持改善への取組状況等について審査すること。
- ・希少野生動植物園等の認定を受けた者に対しては、当該認定に係る希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等に関する記録及び報告を求めるとともに、当該者による不正な行為などが認められた場合には、当該認定の取消しを検討するものとする。

## 第八 その他絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する重要事項

### 1 調査研究の推進

○【戦略 4 章 4(1)P13、5 章 1(3)(4)P15、5 章 2(3)(4)P18-19】関連施策の進捗把握や分析、手法及

1 **び技術開発の考え方について、以下の点を示す。**

- 2 ・調査研究によって種の保存施策の推進に必要な情報、手法、技術を蓄積し、関係主体に共有す  
3 ることが重要であること。
- 4 ・我が国全体としての種の保存施策の進捗状況を把握し、評価することができる体制などの整備  
5 が重要であること。
- 6 ・絶滅のおそれの野生動植物種が集中する地域など、種の保存施策のために重要な地域を把握す  
7 る必要があること。
- 8 ・個々の種に関する生物学的知見に加えて、これらの種に関して実施されている保存施策の進捗  
9 状況や不足している対策などを把握する必要があること。
- 10 ・効果的な種の保存施策の推進のためには、関係法令に基づく保護地域以外においても、種の保  
11 存施策のための重要地域の把握や各地で実施されている保存施策の情報収集・整備が重要であ  
12 ること。
- 13 ・気候変動による野生動植物の分布適域の移動等、絶滅のおそれのある野生動植物種への影響の  
14 把握に努める必要があること。

## 16 **2 各種制度の効果的な活用（※新設）**

17 ○【戦略4章4(2)P13、戦略5章2(2)P17】以下の点を示す。

- 18 ・様々な保存施策の中から有効な対策を適切に選定するためには、各施策の根拠となっている制  
19 度の目的や適用の考え方などの特性や状況を把握したうえで、相互の組み合わせも含めた効果  
20 的な活用を目指す必要があること。
- 21 ・種の保存施策における重要地域の把握及び各種の保存施策の評価結果を踏まえ、種の保存法以  
22 外の保護地域制度や関連事業等の活用により、関係主体と連携しつつ、種の保存を図ること。

## 24 **3 多様な主体との連携（※新設）**

25 ○【戦略4章4(3)P13、戦略5章3(1)P20】以下の点を示す。

- 26 ・種の保存施策に関する制度や手法は多岐にわたるため、施策の内容に応じた多様な主体の参画  
27 を進めるための効果的な連携体制の整備が不可欠であること。
- 28 ・各種知見の集積や保存施策の実施において、関係省庁や地方公共団体との適切な役割分担や協  
29 力体制の構築のため、種の保存施策の考え方や手法、技術等に関する情報共有の体制を整備す  
30 るなどして十分な連携を図る必要があること。
- 31 ・関係省庁、地方公共団体、調査研究機関、地域住民、専門家、市井の有識者、NGO・NPO、  
32 農林水産業従事者、民間企業、各種基金等の多様な主体の参画や連携の促進に努めること。

## 34 **4 国民の理解の促進と意識の高揚**

35 ○【答申3(1)④P7、戦略4章4(3)P14、戦略5章3(1)P21】多様な主体との連携を進めるための普  
36 及啓発等の考え方として以下の点を示す。

- 37 ・種の保存施策を多様な主体の協力を得て一層推進するためには、その保存施策を担う主体を育  
38 成する必要があること。

- 1           ・種の保存を意図してはいても、安易な人工繁殖個体の野外への放逐などが、遺伝的かく乱や病
- 2            原体等の非意図的導入等の大きな影響を及ぼす可能性があることについて、広く普及広報が求
- 3            められること。
- 4           ・絶滅のおそれのある野生動植物種への国民の理解と関心を高め、多様な主体の参画や理解の促
- 5            進に繋げていくためには、施策の対象種や取組自体を公開することなどが考慮されることも重
- 6            要であること。
- 7           ・保護増殖事業等の取組を公開する場合には、その取組に与える影響と公開による効果を勘案し、
- 8            地域住民をはじめ関係者との合意形成を図りながら適切な公開の方法を検討すること。